

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

2022年度
「船用品等に関する法令研究及び情報提供」
事業報告書

2023年3月

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

1. 事業目的

舶用機器や船用品の構造、性能要件は、IMO（国際海事機関）で採択された SOLAS 条約等に定められ、国内法令にその具体的な基準が定められている。当会としては、条約の改正等に隨時対処しており、今後とも、IMO の条約改正作業や ISO（国際標準化機構）等国際的な規格化の動向を注視していくとともに、当会の調査研究成果を基準の改正等に反映させていくこととする。このため、本事業では、海事関連の条約や国際規格、国内関係法令の改正動向並びに舶用機器の製造、船用品の製造及び整備に必要な事項について調査研究を行い、これらに関する情報、資料を会員等に提供するとともに、必要に応じて調査研究成果を公表し、関係先に種々の提案を行う。また、法令改正等に関する説明会を適宜開催し、会員企業の円滑な事業の推進に資する。

2. 事業の内容（計画）

（1）海外調査

- イ 条約・基準等の改正状況や動向調査のため、2023年2月にロンドンで開催される IMO の第9回船舶設備小委員会への有識者の派遣を行う。
- ロ 香港・シンガポール地区における救命艇装置等整備事業場の実状調査及び船用品製造事業場の品質管理の実状調査を実施し、国際基準・規格の取込み状況等に関する情報を報告書等に取りまとめ、会員に配布する。

（2）条約及び国内法令改正に係る説明会

船舶の安全・海洋の環境基準に係る動向等について、東京及び広島において説明会を開催する。

（3）情報提供

船舶安全法、海洋汚染防止法等の改正に関する情報提供を隨時行う。

3. 事業の実施結果及び成果

3. 1 実施結果

本事業に係る委員会を2回開催して事業の実施要領を検討し、次のとおり事業を実施した。

（1）海外調査

- イ 救命設備規則の新しいフレームワークの構築等について、IMO の船舶設備小委員会（SSE）及び海上安全委員会（MSC）で検討・審議が予定されていたため、2023年2月にロンドンにおいて開催された IMO の第9回設備小委員会（SSE 9）に有識者（製品安全評価センター松田研究員）を派遣した。
- ロ 船用品に係る海外調査として、2023年3月11日～18日にかけて会員

総勢12名でシンガポール地区の救命艇装置及び船用品の整備事業場（JMU Singapore、Civic International、Fibre Craft、Survitec Singapore 整備場、NOAH 整備場）を訪問、視察した。さらに、船舶検査及び海事関係情報調査のためにNKシンガポール事務所、JETROシンガポール事務所及び富士貿易シンガポールを訪問した。

（2）条約及び国内法令改正に係る説明会

法令改正説明会を広島市及び東京都において開催した。説明会は「船舶の安全基準の動向と環境規制への対応」というテーマを掲げ、第1部として、知床遊覧船事故に関連した「旅客船の安全対策について」、国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室の鈴木室長にご講演頂いた。

第2部として、「海事産業における経済安全保障」と題して、国土交通省海事局船舶産業課の今井課長にご講演頂いた。

第3部として、「IMOにおける環境規制に関する最近の動向」と題して、国土交通省海事局海洋・環境政策課環境渉外室の塩入室長にご講演頂いた。



広島会場の様子

実施日	場 所	実 施 内 容
2023.2.8(水)	ホテルグランヴィ ア広島 (広島市) (参加者59名)	演題：「船舶の安全基準の動向と環境規制への対応」 に関するセミナー 第1部「旅客船の安全対策について」 国土交通省 海事局 安全政策課 船舶安全基準室長 鈴木 長之 第2部「海事産業における経済安全保障」 ～ 船舶のサプライチェーンの強靭化に向けて～ 国土交通省 海事局 船舶産業課長 今井 新 (広島会場) 国土交通省 海事局 船舶産業課 舟艇・船舶産業高度化基盤整備室長 松本 友宏 (東京会場)
2023.2.15(水)	学士会館 (東京都千代田区) (参加者152名)	第3部「IMOにおける環境規制に関する最近の動向」 国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 環境渉外室長 塩入 隆志

(3) 船舶安全法・海洋汚染防止法関係法・省令・告示の一部改正及び同改正に伴う関連通達等の改正の内容に関する情報を適宜速報する等、関係会員に対する情報提供を行った。

3. 2 事業成果

(1) 海外調査

イ 国際海事機関（IMO）等への情報提供に関しては、2023年2月27日～3月3日にロンドンにおいて開催されたIMOの第9回船舶設備小委員会（SSE9）に有識者を派遣して、我が国から提案している関連議題の支援に努めた他、関連情報の収集に努めた。

その結果、救命設備関係では、「救命艇の降下速度見直しに関する LSA コード改正」、「救命艇等の換気基準を定めるための LSA コード及び試験勧告の改正」及び「救命胴衣の水中性能の向上のための LSA コード及び試験勧告の改正」案が取りまとめられた。

ロ シンガポール地区における救命艇の整備の現状について、救命艇等の整備実績、他国政府による事業者認定の取得状況、スペアパーツの入手方法、整備記録の作成・保管状況、救命艇整備に関する品質管理状況等について詳しく調査することが出来た。また、日本海事協会（NK）現地事務所（シンガポール）との意見交換によって、各事務所管内における NK 船級の事業者認定を受けた救命艇等の整備事業者の実状及び救命艇の検査の実状を知ることが出来た。この海外調査を通じて得られた情報は、適宜関係者へ提供を行った。



Fibre Craft



NK シンガポール事務所

(2) 条約及び国内法令改正に係る説明会

法令改正説明会を広島市及び東京都で開催した。各会場とも関係事業者等の関心は高く、説明会は盛況裏に終了した。（参加者数：広島会場 59名、東京会場 152名、うち Web 参加 115名）

(3) SOLAS 条約、MARPOL 条約等海事関連の国際条約や国内関係法令の改正等の動向については、IMO の各委員会等における審議の状況や国土交通省からの通達等を「品管時報」に掲載する等の方法により会員等に周知した。特に緊急性を要するものについては、メール等の方法により関係会員に速報した。

事業成果物

法令改正説明会「船舶の安全基準の動向と環境規制への対応」に関するセミナー資料
シンガポール地区の救命設備整備事業場の実態調査報告書